

## 白井市市民活動総合補償制度のご案内

白井市のまちづくりは、一人ひとりの市民、自治会等、NPO、ボランティア団体などの市民活動団体の皆さんによって支えられています。

市民活動の輪が広がり、市民活動を行う皆さん安心して活動を行う環境づくりの一環として、市民活動中に生じた事故や損害などを補償する保険制度を平成28年9月より導入しました。

この制度は、市が保険料を負担して保険会社と契約していますので、団体の皆さんが、保険料を納める必要はありません。また、申し込みや登録など、事前の手続きは不要です。

- ・市民活動団体が行う活動がこの保険制度の対象となるかどうか、事前に確認をしてください。
- ・市や個人が別に加入する保険が適用する場合は、別の保険を優先してください。
- ・この保険制度は市民活動のすべての事故を対象とするものではありませんので、活動によっては、民間の行事保険等への加入をおすすめします。

### ◆対象となる活動（下記全てを満たすもの）

- ・主たる活動拠点が市内にあり、構成員が5名以上の団体による、広く人々や地域・社会のために行われる公益的な活動が対象となります。  
※構成員の過半数が市内在住・在勤または在学であることが必要です。
- ・無報酬で行う活動（交通費などの実費相当分は報酬に含みません。）
- ・自主的かつ計画的に行う活動



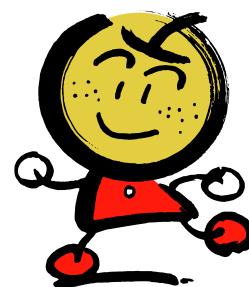
対象となる市民活動の例	
地域社会活動	自治会等活動
社会福祉活動	社会福祉施設支援活動（植木の手入れ・リハビリテーション訓練の手伝い・行事手伝いなど）、高齢者・障がい者などへの支援活動、募金活動など
環境保全活動	自然保護緑化活動、清掃活動（道路・河川・公園・その他公共施設の清掃・草刈り）、資源回収・リサイクル活動など
防犯活動	防犯対策の啓発活動、防犯パトロールなど
防火・防災活動	防火・防災活動など
交通安全活動	交通安全啓発活動、安全運動など
児童・青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウトの青少年健全育成活動、子どもの見守り活動、子育て支援活動など
社会教育活動	国際交流活動・文化活動・スポーツ・レクリエーション活動の運営・指導など

※市民活動の計画立案・運営の指導的地位にあたる方、又は市民活動に直接携わる方のみを対象としているため、自分がサービスの受け手（研修の受講者や見学者、まつりの来場者）となるような場合は対象となりません。また、危険を伴うボランティア活動も対象となりません。

なお、付添いの乳幼児は、自らの意思で市民活動に参加しているわけではありませんので、対象となりません。

### ◆対象とならない活動

- ・親睦や懇親を目的とした活動など
- ・宗教・政治・営利を目的とした活動など
- ・学校の管理下（学校が主催）における活動など
- ・自然災害や危険をともなう活動など
- ・海外での活動



## ◆補償の種類と内容

補償の種類は、「賠償責任事故」と「傷害事故」があります。

### ◇賠償責任事故

市民活動中に他人の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合

区分	補償金支払限度額	
身体賠償	1人につき6千万円 1事故につき3億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償	1事故につき300万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	1事故につき300万円	他人からの預かり品や管理しているものを き損・汚損などにより損害を与えた場合

※生産物賠償事故・保管物賠償事故については、1事故の限度額が1年間の限度額。

### 対象とならない事故の例

- 故意による事故
- 親族に対する事故
- 動物による事故
- 現金・証券・宝石・美術品等の滅失事故
- 事故を起こした方が所有、使用、管理する自動車などによる事故
- 市が所有、使用、管理する施設・物品などに対する損害賠償責任事故 など
- 地震、噴火などの天災による事故
- 戦争、変乱、暴動、労働争議などによる事故
- 施設の修理など工事による事故

### ◇傷害事故

市民活動中に発生した偶然の事故により、市民活動に直接携わる方が負傷した場合

区分	補償金支払限度額	
死亡補償	1人につき300万円	事故発生の日から180日以内にその事故による障害が原因で死亡したとき
後遺障害補償	1人につき300万円	事故発生の日から180日以内にその事故による障害が原因で後遺障害を生じたとき（後遺障害の程度による）
入院・通院補償	1日につき 入院 3,000円 通院 2,000円	傷害事故を直接の原因として入院または通院をして医師による治療を受けたとき（当該事故の日を含めて180日以内に限ります。ただし、通院日数は180日以内の間で90日が限度になります。） ※ 入院・通院などの一定額を補償するもので、医療費を補償するものではありません。

### 対象とならない事故の例

- 故意による事故
- 地震、噴火、津波による事故
- 戦争、変乱、暴動、労働争議などによる事故
- 無資格運転、酒酔い運転による事故
- 自殺行為・犯罪行為による事故
- 医学的他覚症状の生じていない事故
- 心神喪失による事故 など

## ◆事故が起きたら

### 1 市民活動支援課に連絡 [047-401-4078]

対象となる市民活動で事故が起きた時には、市民活動団体の代表者（もしくは市民活動団体に属する他の役員の方）から、すみやかに市民活動支援課へご連絡ください。

団体の代表者に事故報告書を郵送します。

事故発生の場合は、次のことをご連絡ください。

- |                              |       |        |
|------------------------------|-------|--------|
| ① いつ（日時）                     | ② どこで | ③ 活動内容 |
| ④ 事故の原因・状況・傷害・物損の程度          |       |        |
| ⑤ 団体名・代表者の氏名・住所・電話番号         |       |        |
| ⑥ 事故に遭った方の氏名・住所・電話番号・年齢・性別など |       |        |

※物損の場合は、状況説明のための現場写真を数枚撮影しておいてください。

また、修繕見積書もご準備ください（2社以上）。保険会社へ連絡する前に損害を与えた財物などの修繕を行わないでください。

### 2 事故報告書・必要書類の提出

代表者は郵送された事故報告書に必要事項を記入し、下記の書類を添えて、事故発生日から概ね15日以内に市民活動支援課に提出してください。

事故が市民活動総合補償制度の適用となるかどうかについて審査を行い、適用される場合には、保険会社に事故報告書を送付します。

No.	添付書類など	損害	傷害
1	総会資料・規約（会則）・会員等名簿	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	当日市民活動を行っていた方の参加者名簿	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	事故発生日時、場所などが把握できる書類 (行事のお知らせ文やチラシなど)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4	事故発生状況が把握できる資料 ① 写真 全体、損害箇所 ※車両を含む事故の場合は車両ナンバーが確認できるもの ② 修繕見積書（2社以上）	<input type="radio"/>	-
5	経路が分かる地図 ※活動場所への往復時の事故の場合。自動車などによる事故は対象外です。	-	<input type="radio"/>

対象であると認められる場合には、賠償責任事故は団体の代表者へ、傷害事故はケガに遭われた方に、補償金の請求書類をお送りします。

### 3 補償金請求書の提出

- 賠償責任事故の場合は、被害者との間で示談が成立したとき、又は調停、裁判上の和解、判決など、書面による合意が成立した後に保険会社及び保険代理店に提出してください。  
※相手方と示談をする場合は必ず事前に保険会社及び保険代理店に相談してください。
- 傷害事故の場合は、治療がすべて終わってから、補償金請求書に必要な事項を記入し、通院日数分の領収書の写しと診察券の写しを添えて、保険会社及び保険代理店に提出してください。  
※お支払いする補償金額によっては、保険会社が指定する診断書（自己負担）が必要となる場合があります。

### 4 請求者への補償金が支払い

## ◆よくある質問

通院や入院など、治療にかかった費用が支払われるのでしょうか？

市民活動中のケガによる通院や入院などの治療行為に対し、一定額を補償するもので、治療費を補償するものではありません。

例えば、治療のため3日間通院をした場合、通院1日につき2,000円が補償されるため、 $2,000\text{円} \times 3\text{日間} = 6,000\text{円}$  が保険会社より支払われます。

ただし、通院1日に対して2,000円が支払われるため、1日に2つの病院に通院した場合でも2,000円の補償となります。

交通費やお弁当代などを受け取った場合はこの保険の対象とならないでしょうか？

保険の対象となります。

交通費やお弁当代などの実費相当分の受領は報酬とはみなしません。

自治会等が主催する夏祭りなどに遊びに来た人（会員も含む）がケガをした場合は保険の対象になりますか？

保険の対象なりません。

この制度は、主体的に市民活動をしている人を対象としている保険であるため、自己がサービスの受け手（まつりの来場者、講座の受講者）となるような場合は対象なりません。

活動場所への往復時にケガをしました。活動中ではありませんが保険の対象になりますか？

自宅から活動場所へ向かう途中でのケガは対象になります。ただし、途中で寄り道をした場合のけがは対象なりません。

市民活動を行うため車で移動している途中に自動車事故に遭ってケガをした場合は保険の対象になりますか？

保険の対象になります。

自動車に関する事故は傷害事故（自分がケガをした事故）については補償の対象となります。ただし、賠償責任事故（他人にケガをさせた事故）は補償の対象にはなりません。この場合は、ご本人が加入している自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）での対応となります。

また、自動車で他人の家の塀を壊した場合などの賠償責任事故も補償の対象にはなりません。

事故報告書の添付書類として、行事のお知らせ文やチラシなどがない場合には、どうしたらよいですか？

その活動をしていたことがわかる、当日のスケジュール表などでも可能です。

ただし、不足事項について確認する場合があります。

ボランティア保険との違いは何ですか？

市民活動保険は、個人での活動は対象になりませんが、ボランティア保険は対象となります。市民活動保険は、市が保険に加入していますので、保険料はかかりませんが、ボランティア保険は、事前登録が必要であり、また保険料も自己負担となります。

### 問い合わせ

白井市 市民環境経済部 市民活動支援課

TEL：047-401-4078

E-mail：shiminkatsudou@city.shiroi.chiba.jp